

# ICT活用教育など情報化に対応した 著作物等の利用に関する調査研究 報告書 概要

2015年6月

株式会社 電通



# 1. 本調査の目的と実施方法

## 1.1 調査の背景と目的

### 背景

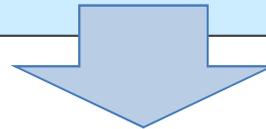
- ・デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、教育現場におけるICT活用が広がりを見せている

- ・ICT活用教育の意義として、教育の質の向上、教育の機会拡大などが挙げられている

「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書(中間まとめ)(平成26年8月)

- ①課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学びの実現
- ②個々の能力・特性に応じた学びの実現
- ③地理的環境に左右されない教育の質の確保

- ・上記意義を有するICT活用教育について、教育進行基本計画や教育再生実行会議提言などにおいて政府としても取組を促進することが示されているところ、関連する著作権制度上の課題について整理・検討を行うことが求められている



### 目的

- ・ICT活用教育の推進に係る著作権制度の課題について論点整理を行うため、国内のICT活用教育における著作物等の利用実態や諸外国の関連制度等の調査を実施。

## 1.2 調査の実施方法（4頁）

### 実施方法

#### 国内のICT活用教育における著作物等の利用実態

- ① 高等教育機関におけるICT活用教育の実態に関するアンケート調査  
（調査対象1000学部・学科、有効回答461）
- ② 先進的なICT活用教育を実施している教育機関・教材提供事業者に対する調査  
（ヒアリング調査、文献調査）
- ③ ライセンシング体制の整備状況の調査（ヒアリング調査、文献調査）

#### 諸外国のICT活用教育に関する権利制限規定及び運用実態等

- ④ 英国、米国、オーストラリア、韓国、フランス、ドイツを対象とした、  
ICT活用教育に関する権利制限規定及び運用実態の調査（文献調査、ヒアリング調査）

### 実施体制

- ・ICT活用教育における著作物等の利用における課題について専門的な検討を行うため、有識者による検討委員会を設置
- ・調査の視点や調査項目に対する助言を得るとともに、調査結果を基にICT活用教育における著作物等の利用における課題等について検討

（委員会構成員）

◎井上由里子 一橋大学 大学院・国際企業戦略研究科教授

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部准教授

小嶋 崇弘 日本学術振興会特別研究員

福本 徹 国立教育政策研究所総括研究官

藤本 徹 東京大学 大学総合教育研究センター助教

横山 久芳 学習院大学法学部教授 （◎＝座長、各委員の肩書は平成27年3月31日現在）

# (参考) ヒアリング調査対象

## 国内ヒアリング先

教育機関	調査対象
高等教育機関等	東京大学 大学総合教育研究センター
	明治大学 ユビキタス教育推進事務室
	早稲田大学 大学総合研究センター
	東京医科大学
	大学学習資源コンソーシアム (千葉大学 アカデミック・リンク・センター)
	放送大学学園
	一般社団法人日本オープンオンライン 教育推進協議会
初等中等教育機関	佐賀県教育委員会
社会教育機関	富山インターネット市民塾推進協議会

事業者	調査対象
教科書会社	光村図書出版株式会社
教材会社	株式会社ベネッセコーポレーション

著作権等 管理事業者	調査対象
学術論文	一般社団法人日本学術著作権協会
専門書	一般社団法人日本書籍出版協会
文芸作品	公益社団法人日本文藝家協会
音楽	一般社団法人日本音楽著作権協会

## 海外ヒアリング先

分類	調査対象
権利管理団体	英国・CLA※ (Copyright Licensing Agency)
	米国・CCC (Copyright Clearance Center)
	オーストラリア・Copyright Agency※
MOOC コンソーシアム	米国・Edx
教材提供会社	米国・StudyNet
	米国・sipx
高等教育機関	米国・ボストン大学
	米国・ペンシルバニア州立大学

※ 書面による回答

## 2. 国内のICT活用教育における 著作物等の利用実態

## 2.1. 教育機関での ICT活用教育における著作物等の利用実態

### <高等教育機関>

# 高等教育機関におけるICT活用教育の整理

高等教育機関におけるICT活用教育を、以下の4つに分けて整理した。(1)～(3)の分類については、更に①～③の3つに分けて整理した。(8頁)

## ICT活用教育の整理

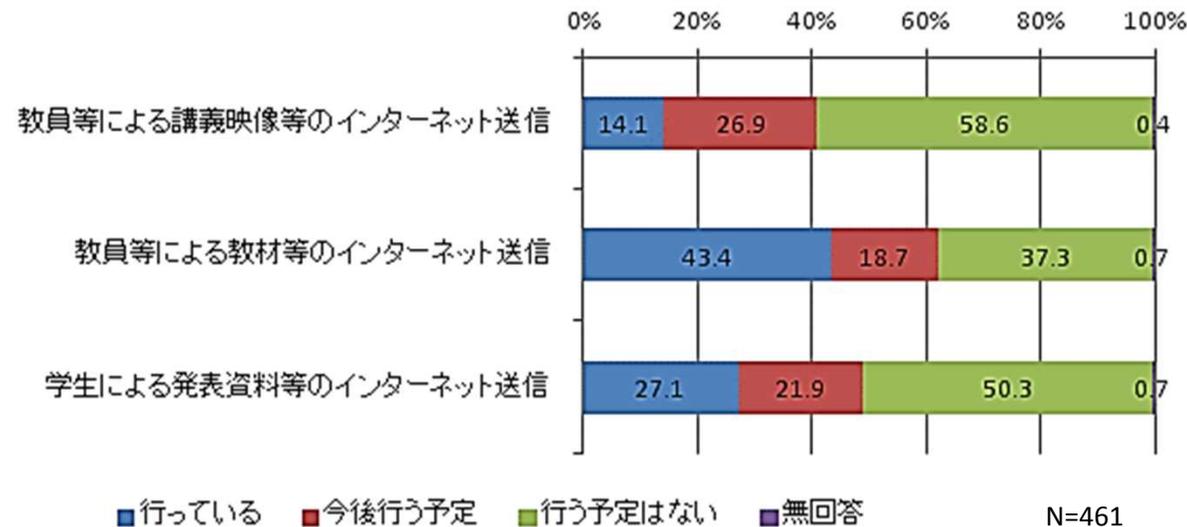
- (1) 学生向け授業科目(正規の教育課程に位置付けられているもの)に関わるもの
- (2) 学生向け授業科目外の教育活動(正規の教育課程に位置付けられていないもの)に関わるもの
- (3) 一般人向け教育活動(例:公開講座)に関わるもの
- (4) 教員間における教材等の共有

## ICT活用教育の利用形態

- ① 教員等による講義映像・音声のサーバへの蓄積・インターネット送信
- ② 教員等による教材・参考資料等のサーバへの蓄積・インターネット送信
- ③ 学生による発表資料等のサーバへの蓄積・インターネット送信

# 高等教育機関におけるICT活用教育 ～学生向け授業科目に関するもの～

## アンケート調査



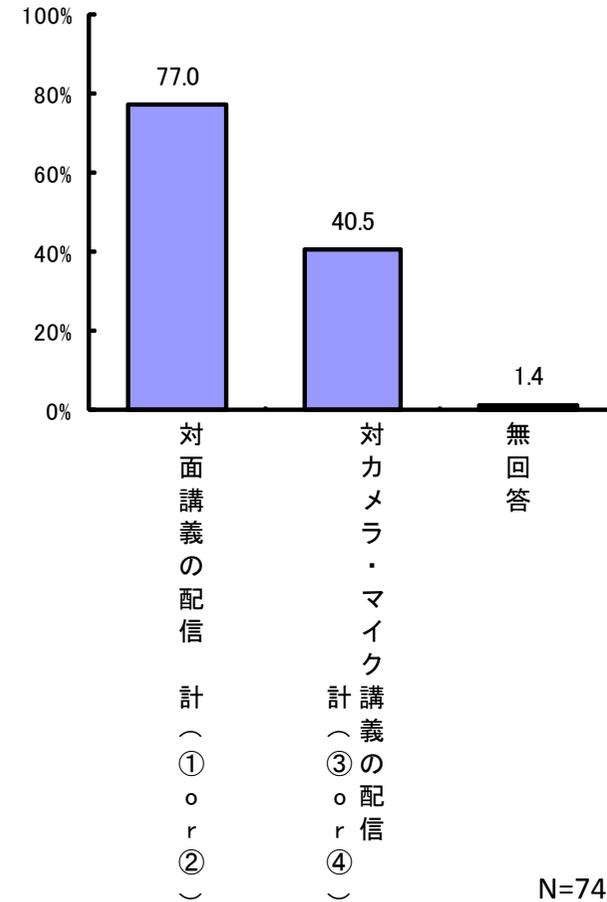
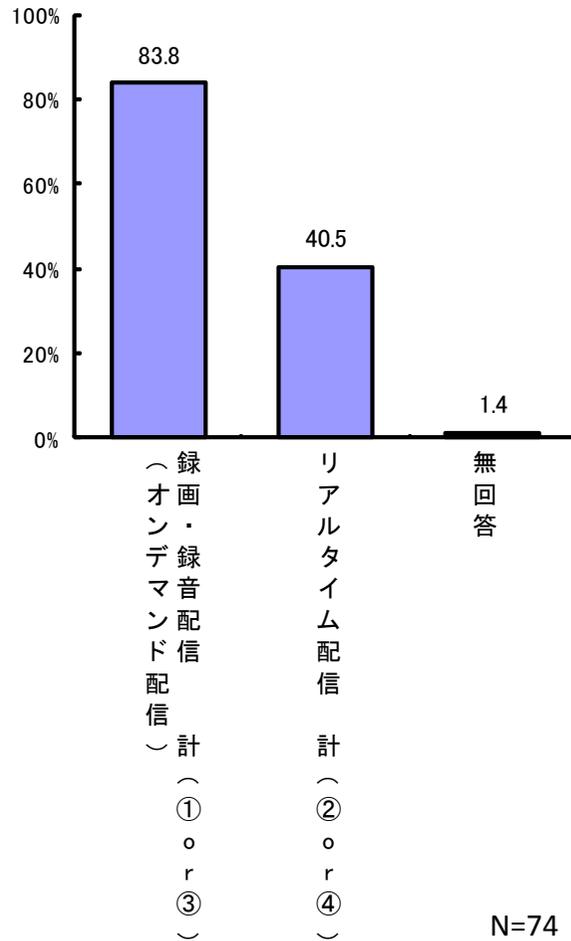
- 教員等による講義映像等のインターネット送信は、既に一定程度実施されており、今後の拡大が予想される
- 教員等による教材等のインターネット送信は、既に広く実施されており、今後も拡大が予想される
- 学生による発表資料等のインターネット送信は、既に相当程度実施されており、今後も拡大が予想される(9頁、図表2-1)

## ヒアリング調査

(早稲田大学)人間科学部通信教育課程では、すべての授業をインターネット授業で実施している など

# 高等教育機関における 教員等による講義映像等のインターネット送信

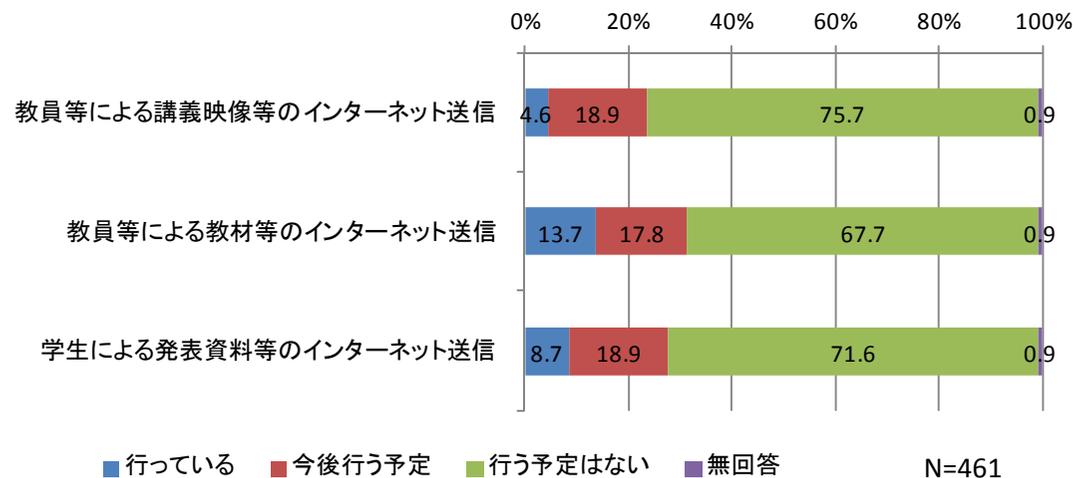
## アンケート調査



- オンデマンド配信が多い
- 対カメラ・マイク講義の配信も実施されている(11頁、図表2-2)

# 高等教育機関におけるICT活用教育 ～学生向け授業科目外の教育活動に関するもの～

## アンケート調査



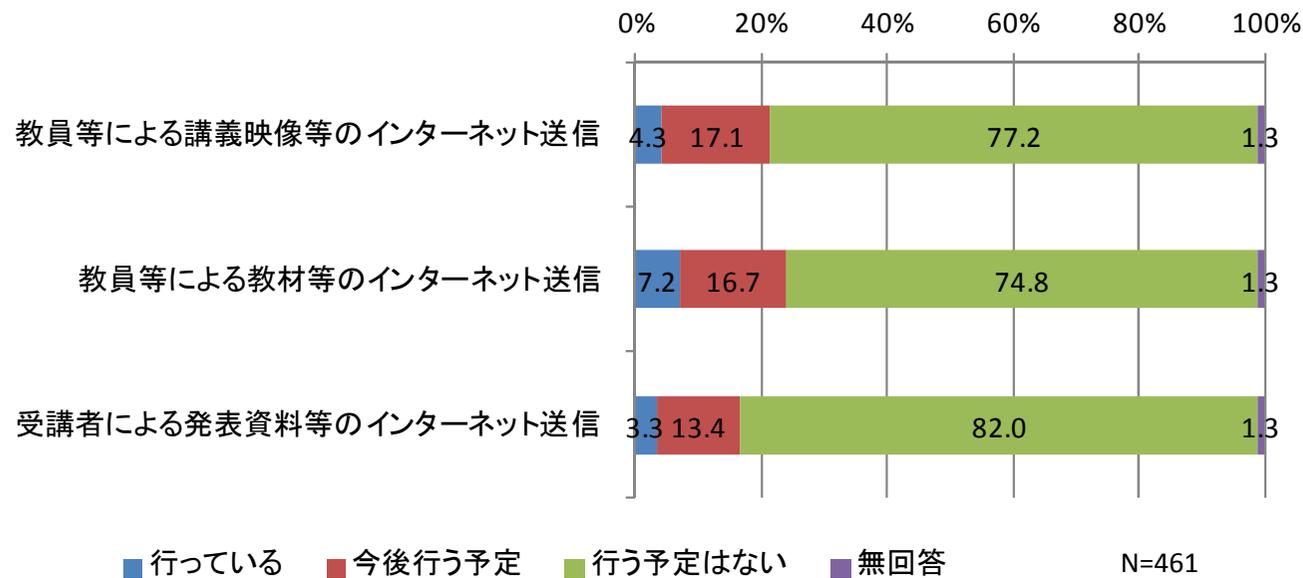
- 教員等による講義映像等のインターネット送信は、少数の学部・学科で既に実施されており、今後は拡大が予想される
- 教員等による教材等のインターネット送信は、一定程度実施されており、今後も拡大が予想される
- 学生による発表資料等のインターネット送信は、少数の学部・学科で既に実施されており、今後は拡大が予想される(13頁、図表2-3)

## ヒアリング調査

(早稲田大学) 留学セミナー、企業説明会等の映像や資料の配信  
 (明治大学) 入学予定者を対象とした大学入門講座(国語、英語)、学生が制作したコンテンツについてのインターネットによるプレゼンテーションコンテスト

# 高等教育機関におけるICT活用教育 ～一般人向け教育活動に関するもの～

## アンケート調査



- いずれも少数の学部・学科で既に実施されており、今後は拡大が予想される(15頁、図表2-4)

## ヒアリング調査

(東京大学)平成25年度からMOOC(※)に講座を提供している

※MOOC(Massive Open Online Courses):大規模で開かれたオンライン授業という意味。代表的なプラットフォームは、米国のコースラやエデックスなど。基本的に無料で受講でき、所要の条件を満たせば修了証が得られる。日本でもgacco等のプラットフォームを通じて講義を配信する大学が出現している。

## 高等教育機関における教員間の教材等の共有

### <教員間における教材等の共有を行う意義>

高等教育機関においては、様々なメディアやコンテンツを活用し、教材の質の向上及び量の拡大を効果的・効率的に進めていくことの重要性が認識されており、そのためには教材等の教員間・大学間での共有の促進が不可欠である。

### <大学間での教材等の共有の体制を整備する取組の例(15頁)>

#### **☆公益社団法人私立大学情報教育協会における「電子著作物相互利用事業」**

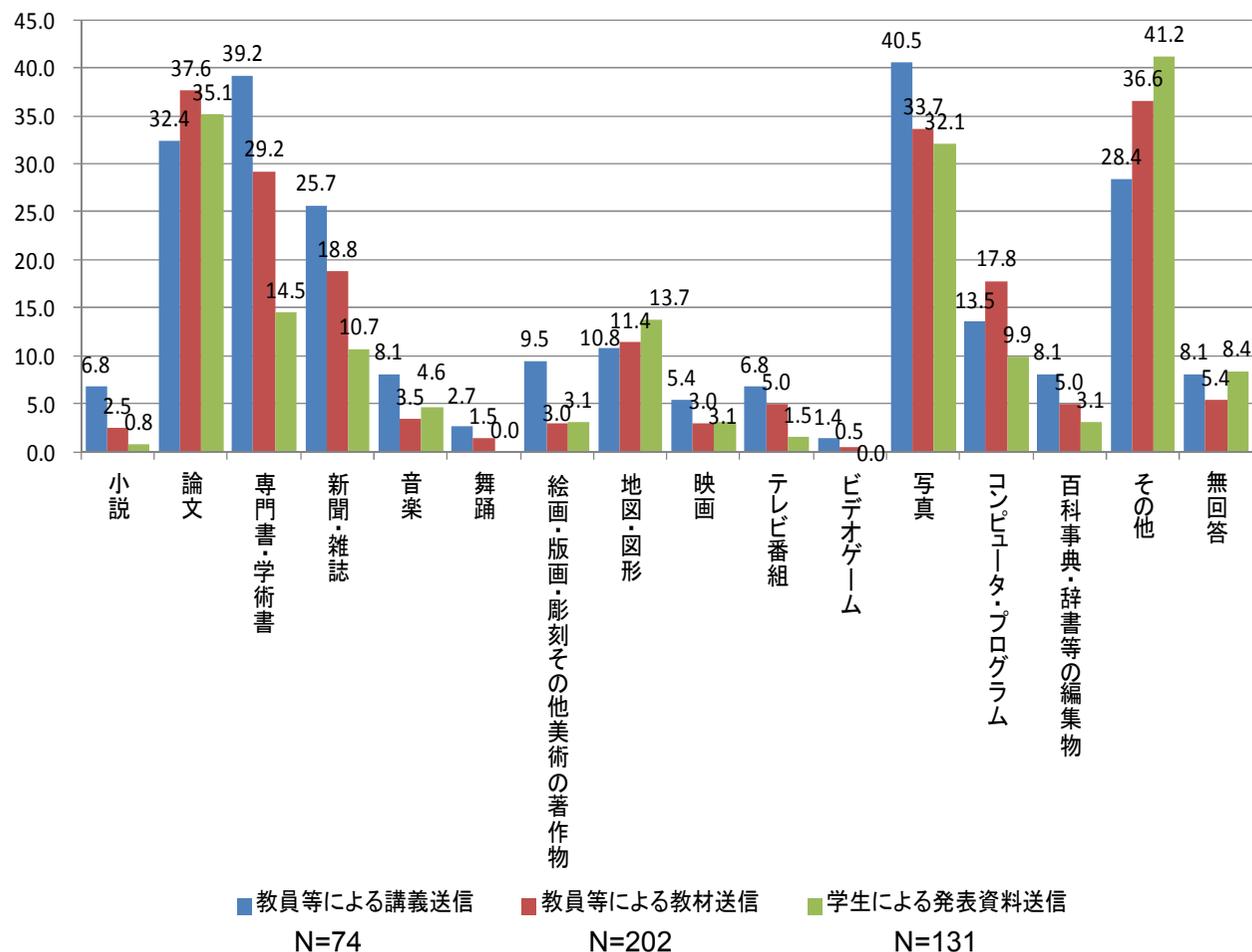
「教育コンテンツ相互利用システム」を通じて、授業用コンテンツ(講義スライド、講義ノート、実験・実習の映像等)や教育事例等のコンテンツをインターネット上で閲覧・相互利用することができるもの。(平成26年3月時点での事業参加者は260大学、32短期大学、2団体の計715名であり、コンテンツ登録数は2,778件である。)

#### **☆大学学習資源コンソーシアムにおける取組**

大学における学習資源の質と量の向上のため、電子的学習資源の制作、共有化を促進し、学習・教育において著作物を最適に利用できる環境を整備することを目的として、教員の自作教材コンテンツを共有できるプラットフォームを構築する取組を行っている。(平成27年2月時点での参加機関は18大学である。)

# 高等教育機関でのICT活用教育において利用されている著作物の種類

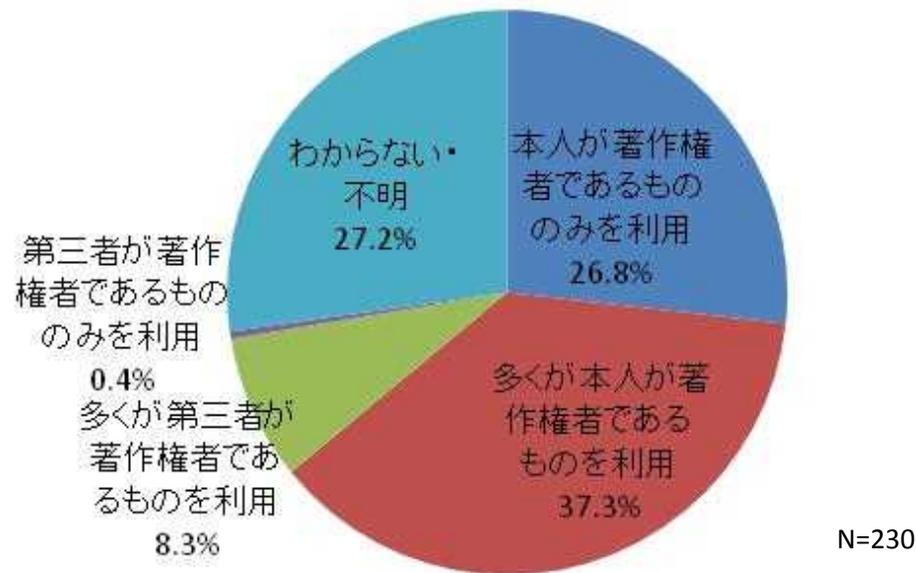
## アンケート調査



- 写真、論文、専門書・学術書が多く、ほかにも新聞・雑誌、プログラム、百科事典、地図、テレビ番組、音楽など様々な著作物が利用されている(16頁、図表2-5)

# 高等教育機関でのICT活用教育において利用されている 著作物等の権利者

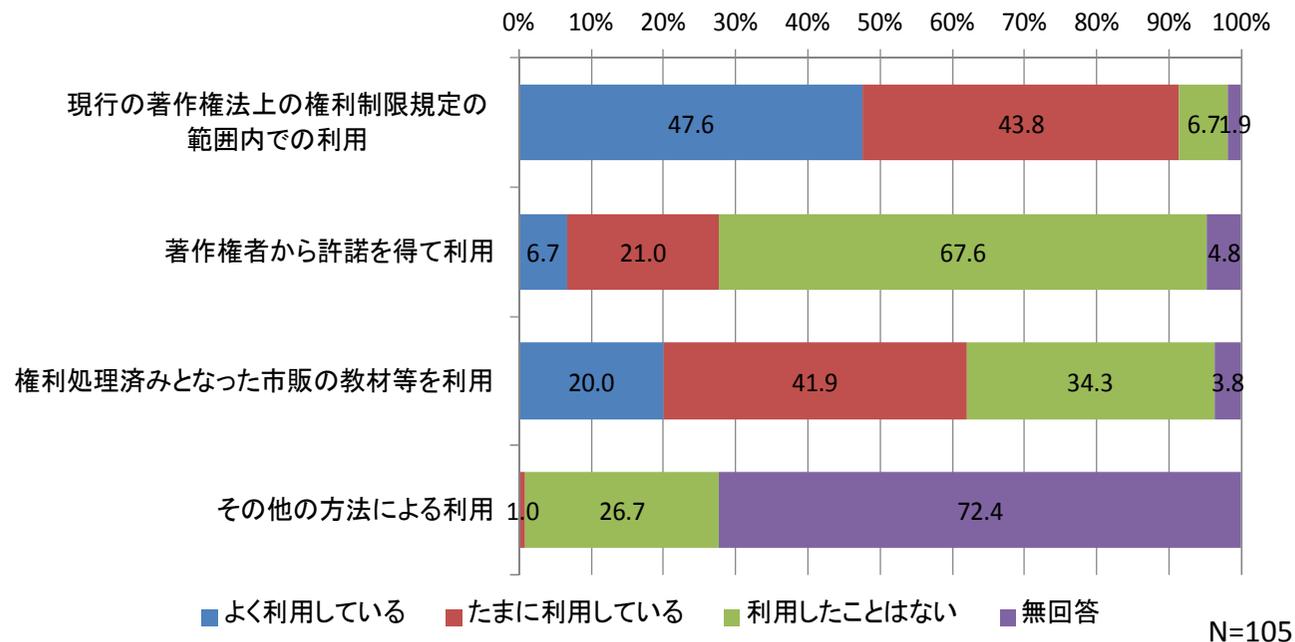
アンケート調査



- 主として自作の著作物が利用されている
- 第三者著作物も一定程度利用されている(17頁、図表2-6)

# 第三者が著作権者である著作物の利用状況

## アンケート調査



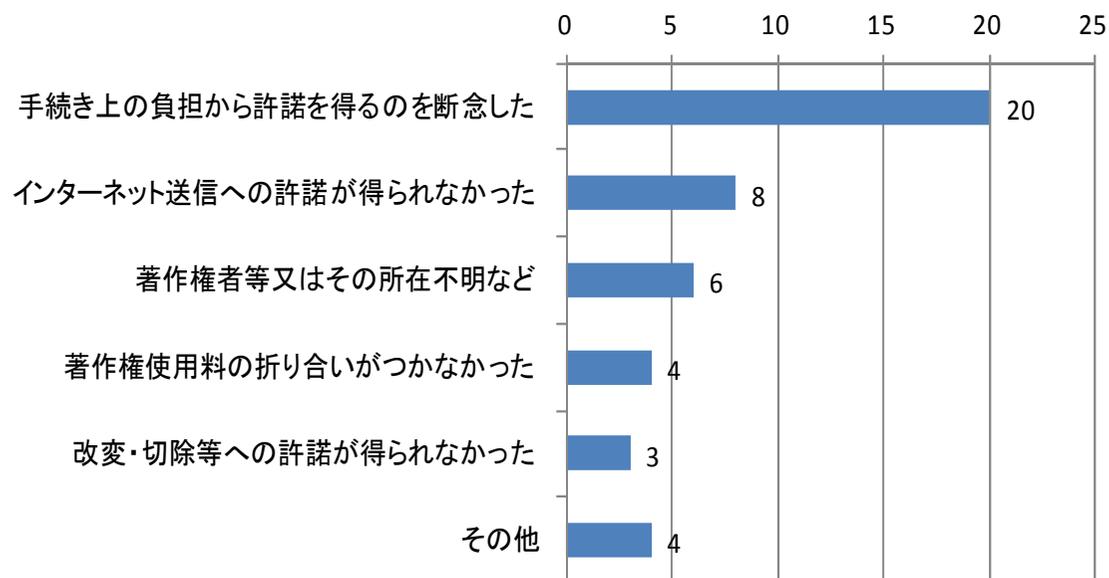
- 権利制限規定の範囲内での利用や権利処理済みの教材等の利用など、著作権者の許諾が不要である場合が多くを占めている
- 著作権者の許諾を得て利用する場合も一定程度ある(18頁、図表2-7)

## 第三者が著作権者である著作物の利用 (利用状況・権利処理状況について)

### アンケート調査

- ・ 第三者の著作物等が利用できなかった経験  
「ある」と回答した学部・学科は 13.0% (N=230)

- ・ 第三者の著作物が利用できなかった理由 (N=30)



### ヒアリング調査

(東京大学)コーセラへ提供した1講座の権利処理において、利用を断念した著作物約150点のうち、3分の2にあたる約100点については、許諾を得るための手続き上の負担を考慮し、許諾を得るのを断念している。

## 第三者が著作権者である著作物の利用 (利用状況・権利処理状況について)

### ヒアリング調査

「著作権者の確認等に手間と時間がかかり、講義準備に支障をきたすこと」を主な理由として、教員に対して「できるだけ第三者の著作物を使わないようにする」よう勧めている。(明治大学・早稲田大学)

授業内容との関係で重要性が高いとまではいえない図表や画像等は削除する、権利処理不要で利用できる著作物に差し替える、「引用」の範囲内で利用できる態様に調整する等の処理が行われている。削除や差替えが困難で、かつ「引用」にも当たらない場合のみ著作権処理が行われている。(明治大学・早稲田大学・東京医科大学)

- 手続き上の負担を考慮し、第三者の著作物の利用を当初からあきらめており、利用許諾を得るための手続き自体を行っていないケースが多いと考えられる(20頁)

## 第三者が著作権者である著作物の利用 (権利制限規定の解釈・運用状況について)

### ヒアリング調査

第三者の著作物については、できるだけ引用扱いで利用することを考えているが、引用にあたるか否かについては資料1頁ごとに主従関係などの引用条件に該当するかを判断している。(明治大学)

「画像や写真はテキストと違って引用か否かの判断が難しいため、基本的には引用扱いを認めない」との方針で、削除や差し替えを行う場合が多い。(早稲田大学)

論文に掲載された図表の利用に関しては、作成した資料において第三者の図表の分量が少ないといえる場合は引用と判断している。(東京医科大学)

- 上記のとおり、引用に当たるか否かの判断基準は大学によって異なる。
- 各高等教育機関が権利処理の要否を検討する上で、著作権法上の権利制限規定の解釈・運用の状況には幅があると考えられる。(20頁)

## (参考) 第三者が著作権者である 著作物の利用状況・権利処理状況

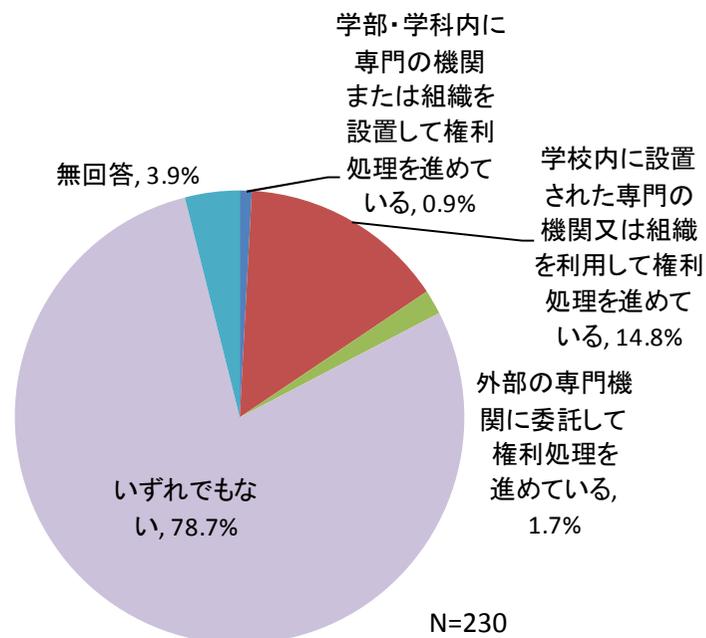
	許諾不要		許諾必要	
	引用として処理	権利処理済み/ 契約により処理	許諾を得て利用	利用を断念
<b>明治大学</b> 授業1科目:全15 回の講義中、オン デマンド授業13回 分	149点	0点	無償:49点 有償:5点 日本図書館協会等から包 括的に利用許諾を得てい る著作物は含まれない	0点
<b>早稲田大学</b> 3年間で制作した 配信用コンテンツ	— (未集計)	— (未集計)	633点 (基本的に無償)	35点 ・手続き上の負担を考 慮し、アプローチを断念 ・期間内に権利者から 回答を得られない 等
<b>東京医科大学</b> 授業1科目:全25 回の講義中、e自 主自学講義22回 分のスライド	196点 このほか、 加工して掲載:4点 そのまま掲載:19点	0点	0点	9点 ・出典が不明のもの
<b>東京大学</b> (コーセラへ提供し た1講義分)	0点	140点	約100点	約150点 約150点のうち約100点 は手続き上の負担を考 慮し、アプローチを断念

(20—31頁、図表2-10a、2-11、2-12、2-14a)

# 高等教育機関における権利処理体制等

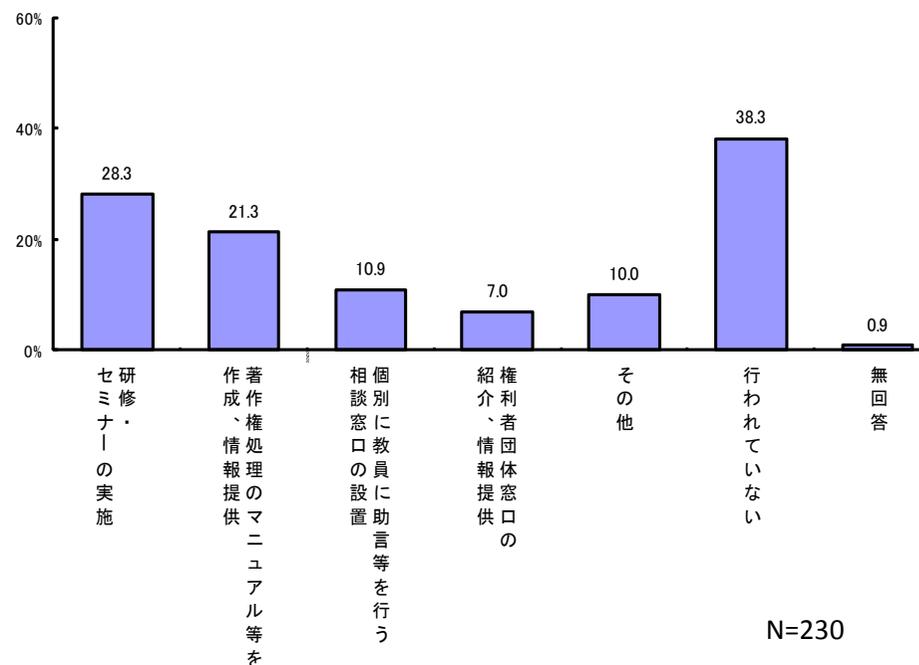
## アンケート調査

### 高等教育機関における権利処理体制



- 権利処理体制が整備されていない学部・学科が多い(29頁、図表2-15)

### 著作権制度や著作権処理に関する情報提供等の取組



- 情報提供等の取組が行われていない学部・学科が多い(29頁、図表2-16)

## ヒアリング調査

ヒアリング対象の各大学では、権利処理の専任職員を配置したり、著作物利用に関するガイドライン等を用意したりするなど、権利処理体制の整備が進められていた

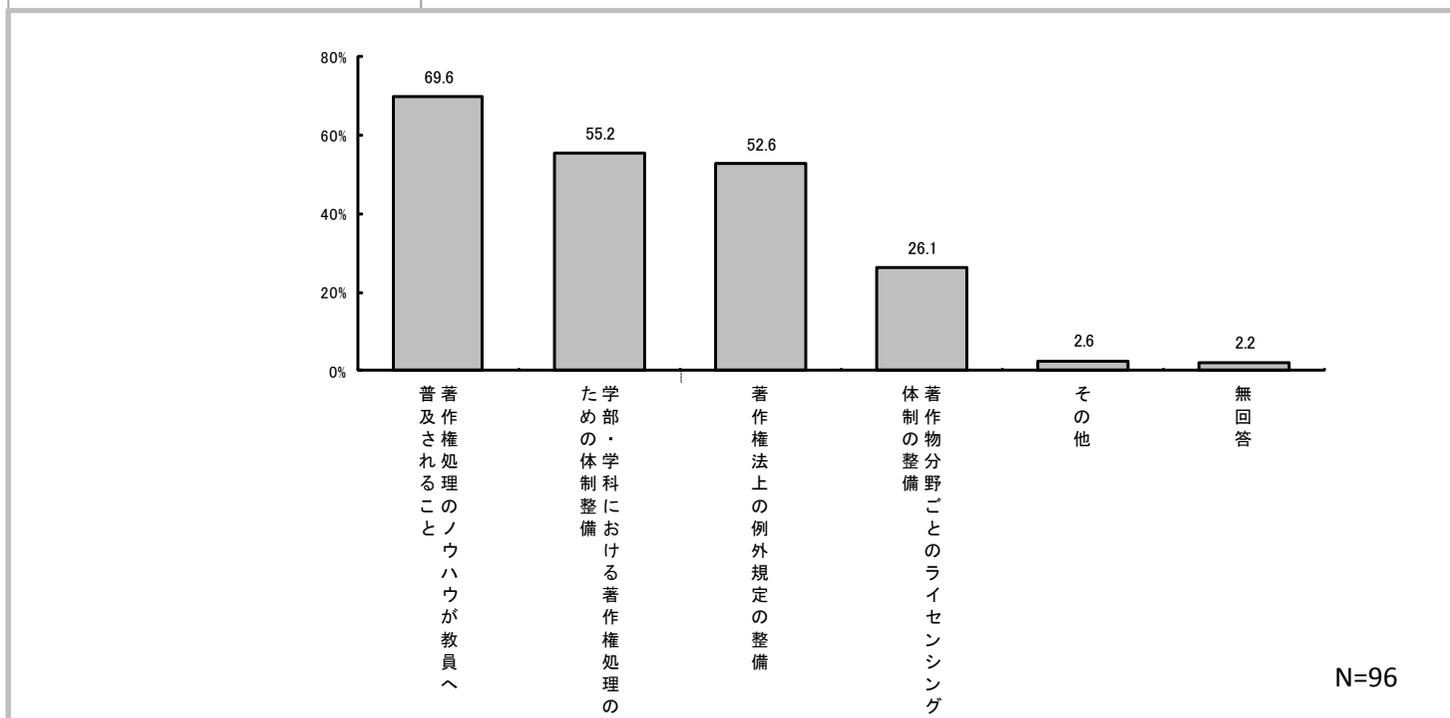
## (参考) 高等教育機関における権利処理体制等の整備状況

(30頁、図表2-18)

調査対象	権利処理体制	支援組織・人員	ガイドライン等
明治大学	授業担当教員が教材作成時に著作権者の確認及び権利処理を行い、必要に応じてユビキタス教育推進事務室が対応する。	・ユビキタス教育推進事務室に職員1名を配置	・学生や教員への研修・セミナー等を実施 ・著作権の取扱いに関する資料(教員用)
早稲田大学	権利処理の要否判断は(株)早稲田大学アカデミックソリューションに委託している。権利処理が必要となる場合、大学総合研究センターが権利処理を行う。	・大学総合研究センターに専任職員4名を配置	・オンデマンドコンテンツの著作権の取り扱いに関する規定(Q&A集がある) ・オンデマンド授業コンテンツでの著作物利用ガイドライン
放送大学	テレビ授業科目については制作会社、ラジオ授業科目については企画管理課が著作権者の確認・権利処理を行う。	・企画管理課に著作権専門職員1名を配置	・著作物利用規程 平成27年4月より開設するオンライン授業科目については、文芸作品等については企画管理課が、動画等については制作会社が担当する予定とのことである。 ・オンライン授業教材制作に係る著作権等注意事項
東京大学	ICT教育活動分野ごとの専任職員が著作権者の確認や権利処理の支援を行う。	・MOOC: 大学院情報学環に専任職員2~3名を配置 ・UTokyo OCW: 大学総合教育センターに専任職員2~3名を配置 ・東大TV: 大学総合教育センターに専任職員2~3名を配置	なし

# 高等教育機関でのICT活用教育において 著作物等の利用を円滑化する上で必要なこと

## アンケート調査



## ヒアリング調査

ヒアリング対象の各大学より、授業担当教員に権利処理のノウハウを普及することが重要であるとの指摘がなされた。

- 著作権処理のノウハウ普及や学内の著作権処理体制の整備の必要性は認識されている(30頁、図表2-17)

# 高等教育機関でのICT活用教育における 著作物等の利用における課題

権利処理の手続き上の負担、権利者探索の負担、許諾を得られない等の理由から著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物等をICT活用教育において利用できないという実態が生じている。

これらの課題の背景を以下の4つの観点に整理した。(31頁)

## ① 権利者側のライセンス体制

- ・許諾を得る相手方が多岐にわたり、個別に権利処理が行われている実態がある。
- ⇒手続き上の負担や権利者探索にかかる時間を削減するため、著作権の集中管理などのライセンス体制の整備を進めることが求められている。

## ② 教育機関側の権利処理体制等

- ・大学によっては、著作権処理の体制やガイドラインの整備、研修の実施等に取り組む事例も見られたが、こうした取組が実施されていない学校も多く見られ、その必要性が認識されている。
- ・著作権等管理事業者からのヒアリングでは、大学からほとんど利用許諾申請がなされていないことなどから、権利保護意識の低さに関する指摘もあった。
- ⇒権利処理を的確かつ円滑に行えるようにするため、学内の権利処理体制、著作権制度・権利処理のノウハウに関する普及に向けた取組の充実が求められている。

# 高等教育機関でのICT活用教育における 著作物等の利用における課題

## ③ 権利制限規定の解釈

- ・ヒアリング調査では、権利制限規定、例えば引用について、教育機関により判断基準が分かれており、法の許容する範囲を必要以上に狭く捉えている可能性がある。
  - ・法第35条の要件も抽象的であり解釈に幅があるなど、権利制限規定は教員や学生にとって理解が困難。
- ⇒権利制限規定の解釈につき明確性を確保するため、教育機関と権利者の合意によるガイドラインの策定が求められている。

## ④ 権利制限規定の範囲

- ・教員等による教材等のインターネット送信やオンデマンド型の講義映像配信など、現在広く実施されており、今後も拡大が予想される行為類型の中には、現行法の権利制限規定の適用範囲を超えるものがある。
  - ・ICT活用教育促進のためには、一定の範囲の行為については著作権者の権利を不当に害しない範囲において権利制限の対象とすべきものもあり得る
- ⇒権利制限規定の対象とすべき範囲について議論が望まれる。

## 2.1. 教育機関での ICT活用教育における著作物等の利用実態

<初等中等教育機関>

# 初等中等教育段階におけるICT活用教育の公共政策上の位置づけ

## ○世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)

学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒等の学力の向上と情報の利活用力の向上を図る。

あわせて、教員が、児童生徒の発達段階に応じたIT教育が実施できるよう、IT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図る。そのため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材等として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体などにも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図る。

これらの取組により、2010年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実を図る。

## ○教育の情報化ビジョン(平成23年4月28日公表)

情報通信技術を活用して、一斉指導による学び(一斉学習)に加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)を推進することが提唱されており、これを実現するために「情報教育」、「教科指導における情報通信技術の活用」、「校務の情報化」を推進していくことが示されている。

・初等中等教育段階におけるICT活用教育の推進は、国家的な課題と位置づけられている。(35頁)

# 初等中等教育機関でのICT活用教育における著作物等の利用実態

## 1 デジタル教科書・市販教材の利用

- ・ 電子黒板等による指導に用いられる指導者用デジタル教科書は、国語、社会、算数、数学、理科、外国語を中心に、36.3%の自治体で導入済み。
- ・ 児童生徒がタブレット端末を用いる形態の教育も実施されている。
  - 県内全ての県立高校で、生徒がタブレット端末を用いて学習者用デジタル教科書を利用(佐賀県)
  - 出版社から提供を受けた電子教材をタブレット端末で利用(立命館守山中学校・高等学校)

## 2 教員等による自作教材等の児童生徒への送信等

- ・ 教員がアップロードした資料や授業動画を生徒が自宅から見られる(立命館守山中学校・高等学校)
- ・ 「ICT教育支援システム(SEI-Net)」を構築し、県内の高等学校の教員がアップロードした自作教材等を県内の高等学校教員や生徒がダウンロードして利用している(佐賀県)

## 3 児童生徒による資料等の送信等

- ・ 生徒が調べ学習の成果を電子黒板に表示して発表している(立命館守山中学校・高等学校)

## 4 教員間における教材等の共有

様々なコンテンツ等を活用した教材の質の向上及び量の拡大を効果的・効率的に進めていくため、教員間・教育機関間での教材等の共有の促進が不可欠となっており、以下のようなプラットフォームを通じた取り組みが進められている。

- ・ 佐賀県のICT教育支援システム(SEI-Net)
- ・ 国立教育政策研究所の教育情報共有ポータルサイト(CONTET)

(35頁)

# 初等中等教育機関でのICT活用教育における 第三者の著作物の利用状況・権利処理状況

## 佐賀県「ICT 教育支援システム」における教員が自作教材をアップロードする取組事例について

- ・ 教員に対し、教材を作成する際に、権利処理が不要な素材を利用するなど、権利処理が発生しないように対応を求めている
- ・ アップロード前に、委託先の民間事業者において、第三者の著作物が含まれているかを確認し、権利者の許諾が必要な著作物が確認された場合は、当該民間事業者が許諾申請等の権利処理を行っている
- ・ 第三者の著作物の利用につき許諾が得られなかった場合、費用が発生する場合、著作権者が不明な場合には、当該著作物を利用する代わりに、当該著作物の概要を説明する文章を掲載している

### (佐賀県教育委員会の意見)

- ① 教育的な配慮よりも、著作権の観点から素材を選択してしまうため、教育目的の達成に支障が出るおそれがある
- ② 教員が著作権の確認に時間をとられてしまい、授業の準備期間が制限されてしまうために、教育目的の達成に支障が出るおそれがある

### (日経BPの見解)

- ・ 全国の教育委員会や学校では教員の自作教材を他の学校と共有したいというニーズはあるが、著作権の課題から実現した事例は少なく、佐賀県教委の取組は全国的に珍しい先進事例
- ・ 大半の教員が、ICT 活用教育で第三者の著作物を利用する際には著作権処理が必要な場合があるという認識を持っていない、権利処理の方法につき知識を持ち合わせていない
- ・ 教育の本来的業務により多忙であり、権利処理を行う人的・時間的余裕がない (38頁)

# 初等中等教育機関でのICT活用教育における 著作物等の利用における課題

- ・ 教員の著作権や権利処理に対する知識不足、人的・時間的制約により、ニーズのあるICT 活用教育の実施自体が控えられているようである。
- ・ ICT 活用教育の取組を開始している教育機関では、許諾が必要な第三者の著作物の利用を控える傾向にあることが確認され、第三者の著作物を利用したいにもかかわらず、第三者の著作物が使えず、十分に適切なICT 活用教育を行えないという支障が生じている。  
これらの課題の背景を以下の3つの観点に整理した。(39頁)

## ① 教育機関側の権利処理体制等

権利処理体制、著作権法に対する知識・権利処理のノウハウの不十分さが指摘されている。  
⇒権利処理を的確かつ円滑に行えるようにするため、学内の権利処理体制、著作権制度・権利処理のノウハウに関する普及に向けた取組の充実が求められている。

## ② 権利制限規定の解釈

・権利制限規定の要件が抽象的であり、理解が困難。  
⇒権利制限規定の解釈につき明確性を確保するため、ガイドラインの策定が求められている。

## ③ 権利制限規定の範囲

・教員等による教材等の送信、教員間の教材等の共有など、現在実施されている行為類型の中には、現行法の権利制限規定の適用範囲を超えるものがある。  
・ICT活用教育促進のためには、一定の範囲の行為については著作権者の権利を不当に害しない範囲において権利制限の対象とすべきものもあり得る  
⇒権利制限規定の対象とすべき範囲について議論が望まれる。

## 2.2 ICT活用教育に係る教材の提供者における 著作物等の利用実態

# デジタル教科書で利用されている著作物の種類と権利処理状況

- ・ 法第33条の権利制限規定の対象外であるため、権利処理が必要である

＜デジタル教科書発行事業者(光村図書出版)からのヒアリング結果＞

- ・ 6学年分の国語のデジタル教科書の権利者等は、500人以上と多数である
- ・ 利用される著作物の種類は、文芸、音楽、美術、地図、図面、写真等と多岐にわたる

著作物種別	権利処理状況(例)
動画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社による撮り下ろしがほとんど</li> <li>・ NHKの番組を使うこともある(権利処理は、NHK関連会社側で行う場合もあれば、事業者側で行う場合、両社で行う場合もある)</li> </ul>
写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真エージェントとライセンス契約を結ぶことが多い</li> <li>・ 自社で撮り下ろしをすることもある</li> </ul>
文芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利者(作家等)が著作権等管理団体に委託している場合は、その団体との間で権利処理を行う</li> <li>・ 管理団体に委託していない場合は、権利者と直接やりとりする</li> <li>・ 使用料算定にあたり、著作権等管理事業者は利用者数を重視する傾向にある</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主にJASRACとやりとりする</li> <li>・ 使用料算定にあたり、作品の取り扱い方法及び利用方法(複製か配信か)で、適用される規定が異なる</li> </ul>
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術関係団体とやりとりする</li> <li>・ 使用料は、その都度交渉することが多い</li> </ul>

- ・ 海外の著作物については特に、利用申請の事務作業の負担が大きい

# デジタル教材で利用されている著作物の種類と権利処理状況

- ・ 権利制限規定が適用されないため、権利処理が必要である

## <教材会社(ベネッセ)へのヒアリングの結果>

### (1)著作物等の種類

- ・ 国語や英語の素材文(絵本、新聞記事を含む)、写真・図版、音楽等がある
- ・ 入試問題や教科書に掲載された著作物を二次利用する 경우가多数を占める

### (2)著作物等の権利者

- ・ 権利者から許諾を得る場合、自社で制作する場合、著作権の譲渡を受ける場合がある

### (3)利用許諾を得て利用する場合の相手方

- ・ 国語の素材文の場合、約3,000人の著作権者の著作物を利用しており、そのうち管理事業者に申請して許諾を得ているものが3分の1、残りの約2,000人は権利者から個別に許諾を得ている
- ・ 教科書会社に準拠したデジタル教材を制作する場合、教科書に掲載された著作物の権利者に対する権利処理と教科書会社に対する権利処理を行う必要がある

### (4)権利処理状況

- ・ 国語の素材文のデジタル教材での利用については、文藝家協会の使用料規程に具体的な定めがないため、算定方法を協議の上決めている。
- ・ 英語の著作物など海外の著作物を利用する場合、権利者の確認に時間がかかる、権利者が判明しない、回答が来ないなど、許諾を得にくい。

## デジタル教科書・教材における著作物等の利用における課題

- デジタル教科書・教材では、多岐にわたる種類の著作物が多数利用されており、利用形態も多様化しているが、著作権法第33条の権利制限規定の範囲外であり、第三者の著作物を利用するには権利処理が必要となっている
  - 権利者から個別に許諾を得ている著作物も多くを占めており、制作会社における権利処理の負担が大きくなっている(特に海外の著作物の場合に負担が大きい)
  - 管理団体への申請により利用されている場合においても、デジタル教科書やデジタル教材での利用については使用料規程に具体的な定めがなく、技術の進歩やサービスの多様化に合わせて算定方法を決めるという個別の交渉が行われている
- ⇒ ① 権利の集中管理が進められること、  
② デジタル教科書やデジタル教材に含まれるコンテンツの種類やコンテンツの供給方法・利用態様の特性を踏まえた適切な使用料規程などのルールの構築が求められている。

## 2.3 ICT活用教育に係る権利者側の ライセンス体制

# ICT活用教育に係る権利者側のライセンス体制

## <権利管理の状況>

### 学術論文

- ・学術著作権協会では、工・医・歯・農学分野を中心として、団体傘下の多くの学会の著作物や米国のCopyright Clearance Centerの管理する著作物について複製権の管理を行っている。
- ・しかし、ICT活用教育に対応した利用(公衆送信)については、一部の著作物(スイスの著作物)を除いて管理されておらず、個別に権利者の許諾を得る必要がある。

### 専門書・学術書

- ・専門書や学術書の著作権管理を行う団体としては日本複製権センターや出版社著作権管理機構がある。
- ・しかし、これらの団体においては、ICT活用教育のための利用については管理されておらず、各著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

### 写真

管理団体等により権利が集中管理されていない。もっとも、年間契約を締結することにより多数の写真を定額料金で利用することが可能としている企業がある(AFPWAA)。また、複数の企業が多数の著作物につき権利処理や使用料の支払いが可能なウェブサイトを用意しており(アマナ、Getty)、一定のライセンス体制が構築されている。

(47～53頁)

# ICT活用教育に係る権利者側のライセンス体制

## 文芸作品

- ・文芸作品の著作権を管理する団体としては、文藝家協会やJVCAが挙げられる。
- ・JVCAは、使用料規程上、教科書や入試問題の著作物の二次利用のうち一定のものを除き、ICT活用教育に係る利用について明記されていない。
- ・文藝家協会は、使用料規程上、ICT活用教育に係る利用に関する具体的な定めはないが、利用者と協議の上定めることとする規定及び関連する内規に基づき許諾を出している。
- ・もともと、権利を委託していない著作権者も多く、多くの場合は著作権者から個別に許諾を得る必要がある。(ベネッセの場合、これら管理事業者への申請で済む場合は4割程度。)

## 新聞

- ・新聞の著作権の一部を管理する団体としては日本複製権センターがあるが、電子的利用については管理していない。
- ・その他管理団体等による権利の集中管理もなされておらず、各新聞社から個別に許諾を得る必要がある。

## 音楽

JASRAC又はイーライセンスが管理する音楽については、申請により利用可能となっている。

(53～60頁)

・一部の分野においてICT活用教育の許諾を円滑に行うための体制整備が進められているものの、全体として見れば、未だ教育機関のニーズを満たすには十分な状況にあるとは言えない(60頁)

# ICT活用教育に係る権利者側のライセンス体制

## <許諾を得る方法の簡便さ>

分野	権利処理手続き
学術論文	(学著協:「文献情報システム」を運営しており、アカウントを作成すればオンラインで複写許諾申請を行うことが可能。支払いは、請求書の送付を受けて、銀行振込。)
専門書・学術書	個々の出版社に許諾を得る必要。出版社が利用したい著作物の著作権を持っていない場合は著作権者を調査して直接許諾申請を行う必要がある。
写真	・アマナ、ゲッティ: 会員登録(無料)により、ウェブサイトから権利処理や使用料の支払いが可能。 ・AFPWAA: 教育機関と提供会社(クリエイティブ・リンク)間での契約締結後、教育機関に所属する教員・学生がアカウントを登録して利用可能。
文芸作品	文藝家協会: ウェブサイトに利用申請フォームが用意されており、オンラインで申請書を作成し送信することが可能であるが、別途印刷・捺印した申請書を郵送する必要がある。アカウント登録は不要。
新聞	個々の新聞社から許諾を得る必要。 ・日本経済新聞: ウェブサイト上で「記事利用・リプリントサービス」を提供。利用目的・方法を記入すると許諾の可否及び使用料が示され、それに基づき申請が可能。 ・読売新聞、朝日新聞: ウェブサイトから申請書をダウンロードし、電子メールやFAX等で申請を行うことが可能。
音楽	・JASRAC: 利用許諾申込窓口を通じてオンラインで申請。非商用配信については、別途印刷・捺印した申請書を郵送する必要がある。 ・イーライセンス: 作品検索のためのデータベースを運営、利用者登録を行いオンラインで利用申請が可能。

### 3. 諸外国のICT活用教育 に関する権利制限規定及び運用実態

## 3.1 英国

### 1. 教育に関する権利制限規定(62頁)

- ◆ 英国著作権法においては、教育目的での説明において著作物を利用する場合のフェアディーリング規定(第32条)がある。そのほか、個別権利制限規定として、教育用の収集物への短い章句の収録や、著作物の実演、演奏又は上映、著作物の複製、伝達に関する規定がある。
- ◆ ICT活用教育における個別権利制限規定として、教育機関による、教育目的における放送の録音録画及びその伝達(第35条)や、授業での利用を目的とした著作物(「放送」や、「他の著作物に組み込まれたものではない、美術の著作物」は除く)の抜粋の複製及びその伝達(第36条)に関する規定がある。
- ◆ 上記権利制限規定に基づく伝達に際しては、当該機関の生徒又は教職員らのみがアクセス可能なセキュリティが確保されたネットワークの使用であることや伝達が可能な複製物の分量等(※)が定められている。
  - ※ 1作品につき12か月間で作品全体の5%以内 等
- ◆ 個別権利制限規定により許容される行為は、ライセンス契約により利用可能である場合は、当該契約は権利制限規定に優先するとされている。教育機関が、ライセンスを受けられるという事実について悪意又は有過失である時には、権利制限規定は適用されず、著作権侵害が成立する。(第35条第4項、第36条第6項)
- ◆ 2014年の改正により、eラーニングに対応するため、遠隔地の生徒等への著作物の伝達についての規定が設けられた。

## 3.1 英国

### 2. 運用実態(67頁)

- ◆ ほぼ全ての教育機関は、CLA(Copyright Licensing Agency)やERA(Educational Recording Agency)といった権利管理団体とライセンス契約を締結し、教育目的で著作物を利用している。
- ◆ CLAやERAとのライセンス契約は、紙だけでなく電子化された著作物の利用も包括している。電子化による複製をはじめ、仮想学習環境へのアップロードやeメールでの配信等が許可されている。
- ◆ 高等教育機関の場合、学生1人あたりの年間のライセンス料金はCLAで7.22ポンド(1,256円)、ERAで1.5ポンド(261円)である。
- ◆ 教育機関からCLAが受け取ったライセンス収入の合計額は34.3百万ポンド(約60億円)であり、そのうち30.4百万ポンド(約53億円)が権利者へ還元されている。
- ◆ CLAはライセンス料の公平な分配と著作物利用のトレンドを把握するため、公立の初等中等学校や高等教育機関等の各教育機関から抽出した学校を対象に、著作物の使用状況のデータを収集している。

### 3. 権利制限等の制度導入の効果分析(72頁)

- ◆ 権利制限の導入による主な効果としては、権利処理が不要になることでの管理コストの削減が挙げられている。

## 3.2 米国

### 1. 教育に関する権利制限規定(80頁)

- ◆ 米国著作権法には、権利制限の一般規定であるフェアユース(第107条)が設けられているほか、利用目的に応じた個別権利制限規定として、一定の著作物の実演及び展示や、非商業放送での一定の著作物の利用が認められている。
- ◆ フェアユースの適用の有無に関して予測可能性が十分ではないことから、教育機関と権利者との間でいくつかのガイドラインが制定されている。ガイドラインにおいては、複製できる著作物の分量や、フェアユースに該当しない著作物等について基準を設けている。
- ◆ ICT活用教育に関する個別権利制限規定において、日本国著作権法でいう公衆送信を手段とする著作物の実演・展示が可能になっている。(第110条(2))
- ◆ 個別権利制限規定に基づき著作物を送信するにあたっては、技術的に可能な限り受信者を限定する措置や複製防止措置を講ずること、等の義務が課せられている。
- ◆ 送信を行う機関や団体は、著作権に関する行動指針を定めること、教員や学生に著作権に関連する法律を説明すること、法の遵守を推進する情報資料を学生等に提供すること等が必要である。
- ◆ 2002年の改正により、権利制限規定の対象となる著作物の範囲を拡張する一方で、教育機関や教育担当者に対して上記のような義務付けを行った。

## 3.2 米国

### 2. 運用実態(90頁)

- ◆高等教育機関においては、権利管理団体であるCCC(Copyright Clearance Center)との契約や出版社等との直接交渉により著作物を利用する。
- ◆CCCは高等教育機関のオンライン・コース向けに「Pay per use option」を提供しており、1年間で1,200の大学やアカデミック組織が利用している。フェアユースや権利制限の適用とならない著作物についても、都度手続を行い対価を支払うことで利用が可能になる。なお、年間での包括契約も用意はあるが、利用しているのは契約している高等教育機関のうち10%程度である。
- ◆オンライン・コースでは教材提供会社等が提供するプラットフォームを利用する場合もある。プラットフォームでは、教師等がコンテンツを収集・統合して教材を作成することができる。教材をアップロードする際に、プラットフォーム側に権利処理の代行を依頼することも可能である。
- ◆MOOCのコース上で利用されるコンテンツの著作権処理は、大学やプロバイダーに任されている。一部の大学では正規のオンライン・コースと同様に処理を行う。その他、CCCがMOOC専用のソリューションを開発しており、著作物の使用許諾の申請と、各学生による利用ごとの料金の支払いが可能になっている。現在CCCを利用して権利処理を行っているMOOCのコースは20コース程度である。

## 3.3 オーストラリア

### 1. 教育に関する権利制限規定(99頁)

- ◆オーストラリア著作権法では、フェアディーリングの概念を用いて権利制限対象を定める規定のほか、個別の権利制限規定や、目的を限定した一般権利制限規定(第200条AB)がある。
- ◆ICT活用教育に関する個別権利制限規定として、教育指導の過程における、教師又は生徒による著作物の実演及び送信が認められている。その際、受信者が当該指導の参加者又は直接関係する者に限定されることが必要である。(第28条)
- ◆教育機関の運営団体又はこれに代わる者が、当該教育機関又は他の教育機関における教育目的において、著作物を複製及び送信することが法定許諾制度により可能となっている。なお、事前に権利管理団体へ補償金を支払う旨の通知が有効になされていること、受信又はアクセスする者のみが受信し又はアクセスするよう全ての合理的な手段をとること等が条件となっている。(第135E条、第VB編第2A節)

## 3.3 オーストラリア

### 2. 運用実態(103頁)

- ◆ 文書・画像関連についてCopyright Agencyが、放送関連ではScreenrightsが権利管理団体として補償金を徴収している。Copyright Agencyは全ての公立学校・国立大学をはじめ多くの教育機関と契約している。
- ◆ Copyright Agencyが管理する教育利用の法定許諾は、電子化された著作物の利用も包括しており、eメールによる送信やインターネットによる利用等が許可されている。
- ◆ 法定許諾制度が定められていないものについても、権利管理団体が包括的な許諾制度を提供している。権利管理団体の役割が大きく、教育機関が著作物を利用しやすい環境にあることも特色。
- ◆ Copyright Agencyの学生1人あたりの年間のライセンス料金は16.93オーストラリアドル(約1,600円)である。

## 3.4 韓国

### 1. 教育に関する権利制限規定(111頁)

- ◆ 韓国著作権法は、学校教育目的等への著作物の利用や引用、公演・放送についての個別の権利制限規定を置くと同時に、米国型のフェアユース規定(第35条の3)によって、権利制限の対象を定めている。
- ◆ ICT活用教育における個別権利制限規定として、デジタル教科書を含む教科用図書への公表された著作物の複製(第25条第1項)、授業に必要な範囲で著作物の複製、配布、公演、展示、公衆送信(第25条第2項)を認める規定がある。
- ◆ 上記権利制限規定に基づき著作物を利用する場合には、著作権者に対する一定の補償金の支払いが必要とされている。(第25条第4項)
- ◆ 学校等での授業目的で著作物を伝送する場合には、大統領令で定める複製防止措置等が義務付けられている。(第25条第10項)
  - ◆ 授業を受ける者以外は利用することができない「アクセス制御措置」と、授業を受ける者以外が複製できない「複製防止措置」が必要。
  - ◆ 著作権保護に関する警告文表示や補償金を算定するための装置の設置が必要。
- ◆ 2013年の改正により、教育現場の授業の態様が多様化している現実を考慮して、著作物の展示や公衆送信が可能になった。

## 3.4 韓国

### 2. 運用実態(114頁)

- ◆ICT活用教育における教科用図書及び授業目的での著作物の利用については、補償金受領・配分団体である KORRA (Korea Reproduction and Transmission Rights Association) が、補償金の徴収を行っている。
- ◆高等教育機関を対象として「授業目的著作物利用補償金基準」(文化体育観光部告示)が規定されている。なお、著作権法の規定により、初等中等教育学校においては、補償金の支払いが免除されている。
- ◆補償金額は年間の包括方式による契約の場合、4年制以上の大学では学生1人あたり年間1,300ウォン(約131円)となっている。
- ◆「教科用図書の著作物利用補償金基準」(文化体育観光部告示)により著作物の種類ごとに補償金額が規定されており、デジタル教科書を発行する場合も含まれている。
- ◆韓国におけるMOOCの概況として、「高等教育教授学習資料共同活用サービス」において、インターネットを通じて、大学等の講義や講義資料を国民を対象に開放している。本サービスについては、大学公開講義のための著作権法管理方案や事例別のガイドラインが公開されている。

## 3.5 フランス

### 1. 教育に関する権利制限規定(123頁)

- ◆ 知的所有権法典の第1部が著作権法に該当し、その中で個別権利制限規定が置かれている。
- ◆ 教育の範囲内において説明を目的とする場合の、著作物の抜粋の上演・演奏及び複製が権利制限の対象となっている。(第122の5条)「上演・演奏」には日本国著作権法でいう公衆送信に該当する行為も含まれると考えられる。
- ◆ 権利制限規定の適用には、一括払いによる補償金の支払いが必要であるほか、パスワード等による閲覧制限を設けることが求められる。
- ◆ 2013年の改正により、上記規定のうち、電子化された著作物の上演・演奏又は複製が可能となった。

### 2. 運用実態(125頁)

- ◆ 国、教育機関及び各業界の権利管理団体との間で、著作物の種類ごとに、教育目的で利用可能な範囲を決める合意が形成されている。合意においては、権利制限規定により利用可能な限度を示すことを目的とした規定と、権利制限規定により利用できる範囲を超えるものについても条件付きで許諾することを目的とした規定がある。
- ◆ 上記の合意に基づき、電子化された著作物の利用や、イントラネット・インターネットでの利用が許諾されている。
- ◆ 合意の中で補償金額についても取り決めがなされており、例えば、本、楽譜、定期刊行物、芸術作品の利用について、教育省が権利管理団体に支払う今年度の補償金の総額は1,700万ユーロ(約23億円)と定められている。

## 3.6 ドイツ

### 1. 教育に関する権利制限規定(131頁)

- ◆ドイツ著作権法では個別の権利制限規定により、権利制限の対象となる利用形態を定めている。
- ◆学校等の授業における解説を目的とした、公表された著作物の一部の公衆提供や、そのために必要とされる複製が権利制限の対象となっている。(第52a条)
- ◆権利制限規定に基づき著作物を公衆提供するにあたっては、明確に限定された範囲の授業参加者のみに限定することや、権利管理団体を介して著作権者に相当の報酬を支払うことが義務付けられている。
- ◆2003年の改正により、公衆提供の権利制限が導入された。

### 2. 運用実態(139頁)

- ◆各州と各権利管理団体の間で教育目的での著作物の利用に関する契約が締結され、著作権法の権利制限規定により利用が許容される範囲について合意が形成されているほか、権利制限規定の対象とならない利用についても、利用可能とする合意がされている。
- ◆「授業及び研究のための公衆提供」(第52a条)に関して、州と言語著作物の権利管理団体であるVG WORTとの間で合意に至らず、利用可能な範囲や補償金の金額を巡って訴訟が展開された。判決を受け、VG WORTと各州は、個々の著作物の利用行為ごとに補償金を算定するシステムが実現可能かを確認するために、電子申告システムの運用を試験的に行っているところ。

# ICT活用教育における著作物等の利用に関する 権利制限規定の各国比較

	法制度
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別権利制限規定として、学校その他教育機関の授業の過程における著作物の複製と、同時に授業を受ける者に対する著作物の公衆送信が権利制限の対象となっている</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的での説明において著作物を利用する場合のフェアディーリング規定がある</li> <li>・個別権利制限規定として、教育用の収集物への短い章句の収録や、著作物の実演、演奏又は上映、著作物の複製及び伝達が権利制限の対象となっている</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェアユース規定が設けられている</li> <li>・個別権利制限規定として、一定の著作物の実演及び展示や、非商業的放送に関する一定の著作物の利用が権利制限の対象となっている</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェアディーリングの概念を用いて権利制限対象を定める規定がある</li> <li>・個別権利制限規定として、教育指導の過程における著作物の実演及び送信が権利制限の対象となっているほか、放送やその他の著作物の複製及び送信が法定許諾制度によって可能となっている</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国型のフェアユース規定が設けられている</li> <li>・個別の権利制限規定として、学校教育目的等における著作物の利用や引用、公演・放送が権利制限の対象となっている</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の権利制限規定として、要約及び引用、教育目的で著作物の抜粋を上演・演奏又は複製する場合は権利制限の対象となっている</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の権利制限規定として、一定の複製や公衆再生、公衆提供等が権利制限の対象となっている</li> </ul>

# ICT活用教育における著作物等の公衆送信に関する権利制限規定の各国比較

	日本	英国	米国	オーストラリア	韓国	フランス	ドイツ
主な条文	第35条2項	第35条、第36条	第110条(2)	第28条 :第135E条、第VB :編第2A節	第25条	第122の5条第1項第3号(e)	第52a条
送信主体	学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者が考えられる	教育機関自身、又は教育機関のために行う者	・教師 ・教師の指示に従って、又は教師の監督下で送信を行う者	・教師 ・指導を受ける生徒(テレビ放送又は音楽放送、美術の著作物の送信の場合は教師のみ)	・教育機関の運営団体又はこれに代わり行うもの	主体についての明示的な限定はないが、教師に限定されるものと考えられる。	学校、大学、養成及び研修教育に関する非営利施設並びに職業教育に関する施設
行為	公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む)	伝達	送信を手段とする実演・展示	送信	送信	公衆送信	公衆提供
客体	公表された著作物のうち、授業を直接受ける者に対して①提供、提示する著作物(原作品若しくは著作物) ②上演・演奏・上映・口述する著作物	・放送(35条) ・発行された著作物(放送、他の著作物に組み込まれたものではない美術の著作物以外)の抜粋(36条)	制限なし	・言語、演劇、音楽の著作物の実演、録音物、映画フィルム ・テレビ放送又は音楽放送 ・美術の著作物	・放送(第135E条) ・言語、演劇、音楽又は美術著作物(第VB編第2A節)	公表された著作物(教育目的のために作成される著作物、楽譜を除く)	公表された著作物(学校の授業の用に供するよう特定された著作物、封切後2年を経過しない映画の著作物を除く)
目的	授業の過程で行うため	・放送の場合は非商業的な教育のため ・その他の発行された著作物の場合は非商業目的の授業のため	政府機関又は認定された非営利的教育機関の、組織的な媒介的な教育活動の通常の行為として提供される授業のため	営利目的でない教育指導のため	教育機関における教育のため	教育及び研究の範囲内において専ら説明を行うこと	・専ら明確に限定された範囲の授業参加者のために解説すること ・専ら明確に限定された範囲の者のためにその者自身の学術研究を行うこと
受信者	当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者	教育機関の構外で受信する生徒・教職員らのみ	・受信する授業に正式に登録している学生 ・政府機関の公務員若しくは職員(公務若しくは職務の一部として受信する場合に限る)	受信者について明示的な限定なし(テレビ放送又は音楽放送、美術の著作物の送信の場合は、教育の場で当該指導に参加する者又は直接関係する者に限られる)	受信又はアクセスすることを認められた者のみ(第135ZX条)	伝達が必要な教育又は研究に直接関係する生徒、学生、教員又は研究者が大多数を占める公衆	・解説の場合は、専ら明確に限定された範囲の授業参加者 ・学術研究の場合は、専ら明確に限定された範囲の者

	日本	英国	米国	オーストラリア	韓国	フランス	ドイツ
分量	必要と認められる限度	発行された著作物の場合は12か月間で著作物の5%以内	・非演劇的な言語・音楽著作物以外の著作物の実演については、合理的かつ制限された量 ・著作物の展示については、典型的に生の授業の過程において展示される量	・言語若しくは演劇 ・著作物の相当部分を超えない部分 ・音楽著作物の10%を超えない部分	・原則著作物の一部 ・やむを得ない場合は著作物の全部	著作物の抜粋	・公表された著作物についてはその小部分 ・僅かな分量からなる著作物及び新聞又は雑誌に掲載された編集構成物についてはその少量
出所明示	慣行があるときは「出所の明示」をする(第48条)	十分な出所明示				著作者の名前及び出所の明示	常にその出典を著作者の氏名とあわせて表示(第63条2項)
その他の条件		生徒・教職員らのみがアクセス可能なセキュリティが確保された電子的ネットワークを構築すること	・著作権に関する行動指針を定めること ・著作権に関連する米国の法律を正確に説明すること ・その遵守を推進する情報資料を教員、学生及び関係スタッフに提供すること ・学生に対して授業に関連して使用される資料が著作権の保護を受けうることを通知すること ・「受信者が授業時間を超えて、視聴可能な形式で著作物を保持する行為」や「受信者が他人に視聴可能な形式で再配布する行為」を合理的に防止する技術的手段を施すこと ・技術的に可能な限り受信者を制限すること	・コピー又はその保管容器に印をつけること(第135K条) ・複製又は送信ごとに権利管理団体に通知を規則にしたがって行うこと(記録制通知を選択した場合、第135K条)	・違法な利用を防止するための、アクセス制限措置や複製防止装置に該当する技術的措置を講じること(著作権法施行令第9条) ・著作権保護に関連する警告文言を表示すること(同上) ・伝送と関連する補償金を算定するための装置を設置すること(同上)		
	著作権者の利益を不当に害することがない					・公衆に伝達された著作物が、対象者以外に出版、配布されないこと ・いずれの商業的利用ももたらさないこと ・著作物の使用が、複写複製権の譲渡を害することがないこと	
補償金		○ライセンス制度が利用できる場合、制限規定は適用されない		○事前に権利管理団体に補償通知(補償金を権利管理団体に支払う旨の通知)が有効になされる必要がある	○ただし、高等学校以下の学校は支払わない	○一括払い金を基礎として交渉される報酬により補償される場合に限る	○著作者に相当な報酬を支払うことが要求される。

※ 英国は教育目的での説明において著作物を利用する場合のフェアディーリング規定(英国著作権法第32条)があるほか、オーストラリアは目的を限定した一般権利制限規定を設けている。(オーストラリア著作権法第200条AB)また、米国・韓国は一般的なフェアユース規定がある。(米国著作権法第107条、韓国著作権法第35条の3)

# ICT活用教育における著作物等の利用に関する 運用実態の各国比較

	著作物利用の運用実態	権利管理団体	補償金額・ライセンス料金
		※言語著作物関連	
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利管理団体とのライセンス契約により利用</li> <li>・ライセンス契約外の著作物は、権利制限で利用可能</li> <li>・教育機関は権利管理団体にライセンス料金を納めており、実質的に補償金を支払っていることと同様の状況</li> </ul>	CLA (著作権法に基づき設置)	学生1人あたり年間7.22ポンド(約1,256円)
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利制限によらない著作物について、教育機関が利用する都度、権利管理団体のウェブ上で手続きを行い、その際に対価を支払う</li> <li>・その他、権利者との直接交渉により利用</li> </ul>	CCC (コンテンツ制作者、出版者、利用者が設立した非営利企業)	学生1人・1ページあたり概ね10～50セント程度
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定許諾制度により利用</li> <li>・法定許諾の対象外のものについては、権利管理団体の包括的な許諾制度で利用</li> <li>・国や自治体、教育機関等が権利管理団体へ補償金額を支払う</li> </ul>	Copyright Agency (政府により法定許諾の管理業務を行うよう任命)	学生1人あたり年間16.93オーストラリアドル(約1,600円)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利管理団体に補償金を支払い利用</li> <li>・高等教育機関が、告示で設定された補償金額を支払う</li> </ul>	KORRA (告示に位置づけ)	学生1人あたり年間1,300ウォン(約131円)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や権利管理団体、教育機関間の合意に基づき利用</li> <li>・国や自治体、教育機関等が権利管理団体へ補償金額を支払う</li> </ul>	CFC (著作権法に則り認可を受けた団体)	学生1人あたりの金額は不明(※)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各州と権利管理団体との間の契約に基づき利用</li> <li>・国や自治体、教育機関等が権利管理団体へ補償金額を支払う</li> </ul>	VG WORT	学生1人・1ページあたり0.8セント

※教育省が権利管理団体に支払う年間の総額は1,700万ユーロ(約23億円)

## 4.おわりに

## 【4.1 国内の現状】

- 本調査の結果、国内の教育機関におけるICT活用教育において、第三者の著作物を利用するにあたって様々な制約があり、教育機関の著作物利用に対するニーズが十分に満たされていない状況にあることが明らかになった
- 具体的には、著作権者の検索や交渉など権利処理に係る手続上の負担が大きい等の理由により、著作権者の許諾を得て利用することは少ないことが確認された
- 権利者側のライセンス体制については、一部の分野においてICT活用教育の許諾を円滑に行うための体制整備が進められているものの、全体として見れば、未だ教育機関のニーズを満たすには十分な状況であるとは言えない (146頁)

## 【4.2 諸外国の状況】

- 国によって規定ぶりは様々だが、ICT活用教育における著作物利用の円滑化を図るため、一定の範囲で無許諾での公衆送信等を認める権利制限規定が整備されていることが確認された
- 多くの国において、報酬請求権の付与など著作権者等への適切な対価の還元と著作物利用の円滑化のバランスを図るための工夫が権利制限規定に盛り込まれている例が見られる。
- 権利制限規定によらない著作物利用も広く行われており、そのための権利の集中管理体制の整備も進んでいる (146頁)

## 【4.3 まとめ】

- 調査研究により、
  - ①権利者側のライセンス体制の充実、
  - ②教育機関における権利処理体制・著作権制度の啓発・権利処理のノウハウの普及、
  - ③権利制限規定に基づく利用についてのガイドライン策定、
  - ④関連権利制限規定の整備について、検討すべきことが明らかになった。
  
- 教育の質の向上や教育の機会拡大を図るため、ICT活用教育における著作物利用に関し、第三者の著作物利用の一層の円滑化に向けた環境整備が望まれている
  
- 今後、国内の現状と諸外国の取組を踏まえ、諸課題について検討を進めることにより、ICT活用教育において多用な著作物が容易に利用できる環境を実現していくことが期待される

(147頁)